

訪問介護サービス 重要事項説明書

令和8年6月1日 改定

あなた（利用者）に対するサービスの提供開始にあたり、当事業者があなたに説明すべき重要事項は、次のとおりです。

1. 事業者（法人）の概要

事業者（法人）の名称	医療法人社団 明芳会
主たる事務所の所在地	東京都板橋区小豆沢2丁目12番7号
代表者（職名・氏名）	理事長 中村 哲也
設立年月日	昭和37年4月
電話番号	03-3965-5971

2. ご利用事業所の概要

ご利用事業所の名称	クローバーのさと カウピリ板橋 訪問介護ステーション	
サービスの種類	訪問介護	
事業所の所在地	〒173-0022 東京都板橋区仲町1-4	
電話番号	03-3955-9682	
指定年月日・事業所番号	平成26年10月1日指定	1371909449
管理者の氏名	根岸 淳	
通常の事業の実施地域	板橋区、豊島区一部（千川町、要町、高松、池袋、池袋本町、上池袋、東池袋、西池袋、南池袋、千早）、練馬区一部（小竹町、羽沢、氷川台、錦）、北区一部（滝野川、十条台、上十条、西ヶ丘）の区域とする。	

3. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	要介護状態にある利用者が、その有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、生活の質の確保および向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるよう、居宅サービスを提供することを目的とします。
運営の方針	事業者は、利用者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、介護保険法その他関係法令およびこの契約の定めに基づき、関係する区市町村や事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、利用者の要介護状態の軽減や悪化の防止、もしくは要介護状態となることの予防のため、適切なサービスの提供に努めます。

4. 提供するサービスの内容

訪問介護サービスは、訪問介護員等が利用者のお宅を訪問し、入浴、排せつや食事等の介助、調理、洗濯や掃除等の家事など、日常生活上の世話をを行うサービスです。
具体的には、サービスの内容により、以下の区分に分けられます。

① 身体介護	利用者の身体に直接接触して行う介助や日常生活を営むのに必要な機能を高めるための介助や専門的な援助を行います。例）起床介助、就寝介助、排泄介助、身体整容、食事介助、更衣介助、清拭（せいしき）、入浴介助、体位交換、服薬介助、通院・外出介助など
② 生活援助	家事を行うことが困難な利用者に対して、家事の援助を行います。例）調理、洗濯、掃除、買い物、薬の受取り、衣服の整理など

5. 営業日時

営業日	月曜から金曜 ただし、祝日及び12/30から1/3までを除く
営業時間	午前8時30分から午後5時30分まで

6. 事業所の職員体制

従業者の職種	勤務の形態・人数
介護福祉士	常勤 4人、 非常勤 3人
介護職員初任者研修課程 修了者	常勤 0人、 非常勤 1人

令和 8 年 10 月 1 日 現在

7. 管理者及びサービス提供の責任者

あなたへのサービス提供の責任者は下記のとおりです。
サービス利用にあたって、ご不明な点やご要望などありましたら、何でもお申し出ください。

管理者：根岸 淳	サービス提供責任者：根岸 淳 、 金沢 由美 、 中村 佑一
----------	--------------------------------

8. 利用料

あなたがサービスを利用した場合の「基本利用料」は以下のとおりであり、あなたからお支払いいただく「利用者負担金」は、原則として基本利用料の1割、2割、3割の額です。ただし、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額をご負担いただきます。

(1) 訪問介護の利用料

【基本部分】

サービスの内容 1 回あたりの所要時間			基本利用料 ※（注 1） 参照	利用者負担金 ※（注 2） 参照		
				1 割負担	2 割負担	3 割負担
身体介護	20分未満（身体介護0）		1, 858円（163単位）	186円	372円	558円
	20分以上30分未満（身体介護1）		2, 781円（244単位）	279円	557円	835円
	30分以上1時間未満		4, 411円（387単位）	442円	883円	1, 324円
	1時間以上1時間30分未満		6, 463円（567単位）	647円	1, 293円	1, 939円
	1時間30分以上		30分増すごとに934円を加算（82単位）	94円を加算	187円を加算	281円を加算
援 生 助 活	20分以上45分未満		2, 040円（179単位）	204円	408円	612円
	45分以上		2, 508円（220単位）	251円	502円	753円
引き続き「生活援助中心型」を算定する場合			20分以上で741円を加算（65単位）	75円を加算	149円を加算	223円を加算
			45分以上で1, 482円を加算（130単位）	149円を加算	297円を加算	445円を加算
			70分以上で2, 223円を加算（195単位）	223円を加算	445円を加算	667円を加算
通院等のための乗車または降車の介助			1, 105円（97単位）	111円	221円	332円

（注1）「身体介護中心型」および「生活援助中心型」において、利用者の同意を得て、同時に2人の訪問介護員等がサービス提供した場合は、上記基本利用料の2倍の額となります。
上記の基本利用料は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改訂されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。（注2）上記本文にも記載のとおり、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合は、超えた額の全額をご負担いただくこととなりますのでご注意ください。

【加算】以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算	基本単位	利用料	利用者負担額			算定回数等
			1割負担	2割負担	3割負担	
特定事業所加算(Ⅰ)	所定単位数の20%加算	左記の 単位数 ×11.4	利用料 の1割	利用料 の2割	利用料 の3割	1回につき
特定事業所加算(Ⅱ)	所定単位数の10%加算					
特定事業所加算(Ⅲ)	所定単位数の10%加算					
特定事業所加算(Ⅳ)	所定単位数の3%加算					
特定事業所加算(Ⅴ)	所定単位数の3%加算					
緊急時訪問介護加算	100単位	1,140円	114円	228円	342円	要請に対して1回
初回加算	200単位	2,280円	228円	456円	684円	初回利用のみ
生活機能向上連携加算(Ⅰ)	100単位	1,140円	114円	228円	342円	1か月につき
生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200単位	2,280円	228円	456円	684円	1か月につき
認知症専門ケア加算(Ⅰ)	3単位	34円	4円	7円	11円	1か月につき
認知症専門ケア加算(Ⅱ)	4単位	45円	5円	9円	14円	1か月につき
口腔連携強化加算	50単位	570円	57円	114円	171円	1か月につき
介護職員処遇改善加算Ⅰイ	所定単位数の27.0%加算	左記の 単位数 ×11.4	利用料 の1割	利用料 の2割	利用料 の3割	基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数(所定単位数)
介護職員処遇改善加算Ⅰロ	所定単位数の28.7%加算					
介護職員処遇改善加算Ⅱイ	所定単位数の24.9%加算					
介護職員処遇改善加算Ⅱロ	所定単位数の26.6%加算					
介護職員処遇改善加算Ⅲ	所定単位数の20.7%加算					
介護職員処遇改善加算Ⅳ	所定単位数の17.0%加算					

【減算】 以下の要件を満たす場合、下記の額を算定します。

加算/減算名	単位数	算定要件等
同一建物居住者に対する訪問減算①	所定単位数の90%を算定	事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物に居住する者（②及び④に該当する場合を除く。）
同一建物居住者に対する訪問減算②	所定単位数の85%を算定	上記の建物のうち、当該建物に居住する利用者の人数が1月あたり50人以上の場合
同一建物居住者に対する訪問減算③	所定単位数の90%を算定	上記①以外の範囲に所在する建物に居住する者（当該建物に居住する利用者の人数が1月あたり20人以上の場合）
同一建物居住者に対する訪問減算④	所定単位数の88%を算定	正当な理由なく、事業所において、前6月間に提供した訪問介護サービスの提供総数のうち、事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物に居住する者（②に該当する場合を除く）に提供されたものの占める割合が90%以上である場合

（４）キャンセル料

サービスの利用をキャンセルされる場合、キャンセルの連絡をいただいた時間に応じて、下記によりキャンセル料を請求させていただきます。

キャンセルの時期	料 金
サービス利用前日の月曜～金曜 17時00分までにご連絡をいただいた場合 ※土日・祝祭日はご注意ください	無 料
連絡を頂けなかった場合や営業時間外の連絡、当日の中止連絡の場合	1,500円

※キャンセル受付：月曜～金曜 8：30～17：00 ただし、祝日及び 12/30 から 1/3 までを除く

（５）支払い方法

上記（１）から（４）までの利用料（利用者負担分の金額）は、1ヶ月ごとにまとめて請求しますのでお支払いください。

支払いは、原則として自動口座引き落としでお願いします。ただし、これによりがたい場合は、振込でお願いします。なお、利用者負担金の受領に関わる領収書等については、利用者負担金の支払いを受けた後、30日以内に発行します。

サービス利用料金の支払が2ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにも関わらず1ヶ月以内に支払われない場合は、事業者は直ちにこの契約を解約することができます。

支払い方法	支払い要件等
口座引落	サービスを利用した月の翌月の27日（祝休日の場合はその翌営業日）に、あなたが指定する下記の口座より引き落とします。
振り込み	サービスを利用した月の翌月の27日（祝休日の場合はその翌営業日）までに、指定口座へお振込みください。【振込手数料はお客様の負担でお願いいたします】
現金払い	お取り扱いございません

9. 緊急時における対応方法

サービス提供中に利用者の体調や容体の急変、その他の緊急事態が生じたときは、速やかに下記の主治医及び家族等へ連絡を行う等、必要な措置を講じます。

10. 事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、担当の地域包括支援センター（又は介護支援専門員）及び板橋区等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

1 1. 苦情相談窓口

(1) サービス提供に関する苦情や相談は、当事業所の下記の窓口でお受けします。

＜ 苦情処理の体制、手順 ＞

- ① ご利用者様またはご家族様からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。
- ② 苦情や相談があった場合、苦情相談担当者はしっかりと話を聞き、場合によってはご自宅へ伺うなど、状況の把握や事実確認に努めます。
- ③ 苦情相談担当者（対応者）は速やかに管理者に状況等の報告を行い、ご利用者様またはご家族様の立場に立った適切な対処方法を検討します。
- ④ 検討内容については適宜連絡いたします。また、最終的な対処方法などは必ずご利用者様またはご家族様へ報告します。
- ⑤ 苦情または相談内容については真摯に受け止め、個人情報の取り扱いに十分配慮した上で、再発防止策や今後のサービス向上のための取り組みを従業員全員で検討します。

事業所相談窓口	電話番号 03-3955-9682 苦情受付時間 事業所の営業日及び営業時間 担当者氏名 副主任 金沢由美 責任者氏名 管理者 根岸 淳
---------	--

(2) サービス提供に関する苦情や相談は、下記の機関にも申し立てることができます。

苦情受付機関	板橋区介護保険苦情相談室	電 話 03-3579-2079
	豊島区介護保険課 相談グループ	電 話 03-3981-1318
	北区介護保険課 給付調整係	電 話 03-3908-1119
	練馬区保健福祉サービス苦情調整委員	電 話 03-3993-1344
	東京都国民健康保険団体連合会	電 話 03-6238-0177

1 2. 虐待防止

虐待は、高齢者の尊厳の保持や人格の尊重に深刻な影響を及ぼすため、事業所は虐待防止のために必要な措置を講じます。

- ・ 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について事業所内で周知徹底
- ・ 虐待防止の為の指針の整備
- ・ 虐待防止の為の研修会を定期的実施
- ・ 虐待防止責任者の設置

虐待防止担当者 副主任 中村 佑一	虐待防止責任者 管理者 根岸 淳
-------------------	------------------

1 3. 感染症の予防及びまん延防止

事業所は感染症の発生と、まん延を防止するために必要な措置を講じます

- ・ 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6ヵ月に一回以上開催し、その結果について事業所内で周知徹底
- ・ 感染症及びまん延の防止のための指針の整備
- ・ 感染症及びまん延の防止の為の研修会及び訓練を定期的実施

1 4. 業務継続計画（BCP）

感染症や非常災害の発生でもご利用者への居宅介護を継続的に実施するためと、非常時の体制で早期の業務再開を図るための業務継続計画を策定し当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

- ・ 事業所内で業務継続計画を周知するとともに、研修及び訓練を定期的実施
- ・ 定期的に業務継続計画の見直しと変更

15. 身体拘束等の適正化

身体拘束等の適正化検討委員会を設置し、指針の整備を行います。職員に対する身体拘束等の適正化の為の研修を行い身体拘束に関する基礎的内容等の適切な知識の普及・啓発を行います。適正な身体拘束が必要と判断された場合、「身体拘束に関する説明・同意書」にてご利用者様、ご家族等に説明し同意を頂き署名を頂きます。

【適正な身体拘束が必要と判断される場合】

利用者に対し、下記の ABC すべてを満たしている場合のみ、必要最小限の身体拘束、その他行動を制限する行為を行います。ただし、身体拘束その他の行動制限を解除することを目標に、必要性や方法について再検討を行います。

A 利用者本人又は第三者等の生命、身体が危険にさらされる可能性が著しく高い。

B 身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する手段がない。

C 身体拘束その他の行動制限が一時的なものである。

ただし、必要性がないと判断された場合若くしはご本人から使用中止の申し出があった場合には、速やかに中止します。

16. サービスの利用にあたっての留意事項

サービスのご利用にあたってご留意いただきたいことは、以下のとおりです。

(1) サービス提供の際、訪問介護員等は以下の業務を行うことができませんので、ご了解ください。

① 医療行為および医療補助行為

② 各種支払いや年金等の管理、金銭の貸借など、金銭に関する取扱い

③ 他の家族の方に対する食事の準備 など

(2) 訪問介護員等に対し、贈り物や飲食物の提供などはお断りいたします。

(3) 体調や容体の急変などによりサービスを利用できなくなったときは、できる限り早めに担当の介護支援専門員または当事業所の担当者へご連絡ください。

(4) 禁止行為

①職員に対する身体的暴力（身体的な力を使って危害を及ぼす行為）

②職員に対する精神的暴力（人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為）

③職員に対するセクシュアルハラスメント（意に添わない性的誘いかけ、好意的態度の要求等、性的な いやがらせ行為）

(5) 次の事由に該当した場合は、事業者は文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。

①利用者のサービス利用料金の支払が2ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず1ヶ月以内に支払われない場合。

②職員の心身に危害が生じ、又は生ずるおそれのある場合であって、その危害の発生又は再発生を防止することが著しく困難である等により、利用者に対して介護サービスを提供することが著しく困難になったとき。

③利用者又はその家族が事業者やサービス従業者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合。

上記②により契約を解除する場合、事業者は居宅介護支援事業所または保険者である区市町村と連絡を取り、利用者の心身の状況その他の状況に応じて、適当な他の事業者等の紹介その他の必要な措置を講じる。

17. 提供するサービスの第三者評価の実施状況 : 第三者評価の実施はしていません